

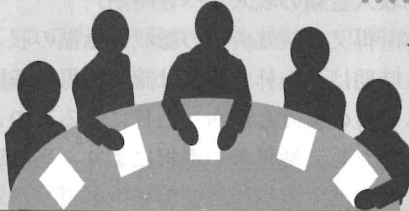
事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第97回>消費税法における不動産の取得時期

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)



[前回(第96回)はNo3817(令和6年9月9日号)に掲載いたしました。]

消費
る。で
人税法
て確認

sample

sample

sample

1 はじめに

濱田) 消費税の課税仕入れ時期の前提とし

○ 東京地判平成31年3月14日 平成29年(行ウ)第142号消費税更正処分等取消請求事件

費税更正
更正処分
生

sample

sample

sample

113ノ1 第144号消費税更正処分等取消請求事件

・東京高判令和1年9月26日 平成31年(行コ)

求控訴事
・最決令和
等取消請

sample

sample

sample

○ 東京地判平成31年3月15日 平成29年(行ウ)第143号消費税更正処分等取消請求事件

・東京高判令和1年9月26日 平成31年

白井) これ、LEX/DBで見ると分かりますが、全て同じ税理士法人の事例のようです。課

内藤) この裁判例は、雑誌によっては、消費税法基本通達が認めている契約日基準、正確に言えば契約効力発生日基準を認めなかった、と
り、ちょっと違

sample

sample

sample

話を理解するに

は、より人間らしくして、不動産取得の時期を法